

燕市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について

燕市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成18年燕市条例第125号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 5 年 3 月 2 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

燕市重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成18年燕市条例第125号)の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、受給資格者のうち18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が、同項第1号イに該当する医療保険各法の規定による病院又は診療所への入院による療養及びその療養に伴う世話その他の看護を受ける場合は、自己負担額の全額を助成する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の燕市重度心身障害者医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた療養に要した費用に係る助成について適用し、施行日の前日までに行われた療養に要した費用に係る助成については、なお従前の例による。